**１号新任教育資料④－憲法，刑法，刑事訴訟法など**

**【基本的人権・人身の自由】**

1.永久不可侵性(憲法11条)

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。

この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、

現在及び将来の国民に与へられる。」

2基本的人権に内包される制限.(憲法12条)

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、

国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。

又、国民は、これを濫用してはならないのであって、

常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。」

3. 基本的人権に内包される制限(憲法第13条)

「すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

4. 罪刑法定主義・法定手続の保障(憲法31条)

「何人も、法律の定める手続きによらなければ、

その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を課せられない。」

5.未遂処罰(刑法44条）

「未遂を罰する場合は、各本条で定める。」

6. 逮捕に対する保障(憲法33条)

「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、

かつ、理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。」

7. 逮捕状による逮捕(刑訴法199条)

「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、

被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、

裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。(以下略)」

8. 緊急逮捕(刑訴法210条)

「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、

死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合で、

急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、

その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。

この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。

逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。」

9.現行犯逮捕(刑訴213条)

「現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕できる。」

10.捜索・差押に対する保障(憲法35条1項)

「何人も、その住居、書類及び所持品について、

侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、

第33条場合(逮捕される場合)を除いては、

正当な理由に基づいて発せられ、

且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。」

11.令状による捜索・差押・身体検査（刑訴法218条１項）

「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、

犯罪の捜査をするについて必要があるときは、

裁判官の発する令状により、差押、捜索又は検証をすることができる。

この場合において身体の検査は、身体検査令状によらなければならない。」

12.公務員の職権濫用罪(刑法193条)

「公務員がその職権を濫用して、

人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、

二年以下の懲役又は禁錮に処する。」

13.身体の拘束を受けている場合の例外(刑訴法218条２項)

「身体の拘束を受けている被疑者の

指紋若しくは足型を採取し、身長若しくは体重を測定し、又は写真を撮影することは、

被疑者を裸にしない限り、前項の令状によることを要しない。(以下略)」

14.逮捕時の無令状捜索・押収・検証(刑訴法220条)

「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、

199条(逮捕状による逮捕)の規定により被疑者を逮捕する場合

または現行犯人を逮捕する場合において

必要があるときは、左の処分をすることができる。

210条(緊急逮捕)の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも、

同様である。

1.人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の捜索をすること。

2.逮捕の現場で差押、捜索又は検証をすること。(以下略)」

15. 不利益な供述の強要禁止・自白の証拠能力(憲法38条)

「1.何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2.強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3.何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、

有罪とされ、又は刑罰を課せられない。」

16. 任意取り調べ、黙秘権の告知(刑訴法198条)

「1.検察官、検察事務官又は司法警察職員は、

犯罪の捜査をするについて必要があるときは、

被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。

但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、

出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

2.前項の取り調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、

自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。(以下略)」

17.証言拒絶権(刑訴法146条)

「何人も、自己が刑事訴追を受け、

又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。」

18.自白の証拠能力・証明力(刑訴319)

「1.強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白

その他任意にされたものでない疑いのある自白は、これを証拠とすることができない。

2.被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、

その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場には、有罪とされない。(以下略)」

19.疑わしきは被告人の利益に・無罪の判決(刑訴336条)

「被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、

判決で無罪の言い渡しをしなければならない。」

**【犯罪になる場合・ならない場合】**

「.犯罪とは構成要件に該当する違法，有責な行為である」の理解。

犯罪にならない場合の主なものは、

①.構成要件に当てはまらない場合。（構成要件該当性がない場合。）

②故意がない場合。（過失犯には過失がない場合。）

③心神喪失者である場合。

④刑事責任能力がない場合。

⑤可罰的違法性がない場合。

⑥正当行為である場合。

⑦正当防衛が成立する場合。

⑧緊急避難が成立する場合。

⑨自救行為が成立する場合。

⑩正当行為・正当防衛・緊急避難・自救行為だと誤信していた場合。

**1.構成要件とはレストランのメニュー**

・殺人罪(刑法199条)

「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。」

・人とは？殺すとは？

・猥褻物頒布罪(刑法175条)

「わいせつな文書、図画(とが)その他の物を

頒布(はんぷ)し、販売し、又は公然と陳列した者は、

二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若(も)しくは科料に処する。

販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。」

**2.故意がなければ犯罪は成立しない。**

・(刑法38条前段)「罪を犯す意思がない行為は、罰しない。…」

・故意＝自分の行為が構成要件に該ることを知っていること。

・「人であること」「殺すこと＝死ぬ結果が起こるだろうこと」を知っていること。

・熊だと思って」撃ち殺したが、それは人だった。

・「人だと思って」撃ち殺したが、それは熊だった。

・友達に向かってふざけて銃を向けたら、銃が暴発して友達が死んだ。

**2.故意がなくても過失があれば犯罪が成立するときがある。**

・(刑法38条後段)「…ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。」

・未必の故意、認識ある過失

・過失傷害罪(刑法209条)

「過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

2. 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。」

・過失致死罪(刑法210条）

「過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。」

・業務上過失致死傷罪(刑法211条)

「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、

五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。」

・**自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律**

（平成二十五年十一月二十七日法律第八十六号）

ａ．過失運転致死傷(5条）

「自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、

七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。」

ｂ. 危険運転致死傷罪(2条)

「 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、

人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。

一.アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為

二.その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為

三.その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為

四.人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、

その他通行中の人又は車に著しく接近し、

かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

五.赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、

かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

六.通行禁止道路（道路標識若しくは道路標示により、又はその他法令の規定により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分であって、これを通行することが人又は車に交通の危険を生じさせるものとして政令で定めるものをいう。）を進行し、

かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

・危険運転致傷罪(3条)

「アルコール又は薬物の影響により、

その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、

よって、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、

人を負傷させた者は十二年以下の懲役に処し、

人を死亡させた者は十五年以下の懲役に処する。

2.自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、その病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者も、前項と同様とする」

**3.「それが犯罪になる」と知らなくても故意は成立**

「悪いことだとは知らなかった」は通らない。

・盗品譲受け罪（刑法256条）

「 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を

無償で譲り受けた者は、三年以下の懲役に処する。

2.前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のあっせんをした者は、十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。」

・(刑法38条3項)

「法律を知らなかったとしても、そのことによって、

罪を犯す意思がなかったとすることはできない。

ただし、情状により、その刑を減軽することができる。」

**4. 心神喪失の状態なら犯罪にならない**

・(刑法39条)「心神喪失者の行為は、罰しない。」

**5. 刑事責任能力がなければ犯罪とならない**

・(刑法41条)「14歳に満たない者の行為は、罰しない。

**6. 可罰的違法性がなければ犯罪とならない**

**7. 「正当行為」にあたる場合は犯罪とならない**

「してもよいこと」はしてもよい。

・(刑法35条)「法令又は正当な業務による行為は、罰しない。」

**ａ.「正当防衛」にあたる場合は犯罪とならない**

・「急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、

やむを得ずにした行為は、罰しない。」(刑法36条1項)

①不正の侵害

・不正とは

・喧嘩と正当防衛

②急迫性

・急迫とは

・過去の侵害に対する正当防衛

・予期していなかったことが必要

③自己又は他人の権利を

・他人の権利でもＯＫ

・盗撮犯人に対するお願い

④防衛するため

・侵害者に向けられた行為がＯＫ

・防衛意思が必要

⑤やむを得ない行為

・正当防衛の濫用

**ｂ.過剰防衛**

「防衛の程度を超えた行為は、

情状によりその刑を減軽し、又は免除することができる。」(刑法36条2項)

・「不正の侵害，急迫，自己または他人の権利を，防衛するため」は必要。

**ｃ.正当防衛・過剰防衛に対する例外「盗犯等の防止及処分に関する法律」(昭和5年)**

・「①左の各号の場合において、

自己又は他人の生命、身体又は貞操に対する現在の危険を排除するため、

犯人を殺傷したるときは刑法第36条1項の防衛行為ありたるものとする。

1.盗犯を防止し又は盗贓を取還せんとするとき。

2.兇器を携帯して又は門戸牆壁等を踰越損壊し若は鎖鑰を開きて

人の住居又は人の看守する邸宅、建造物もしくは船舶に侵入する者を

防止せんとするとき。

3.故なく人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若は船舶に侵入したる者

又は要求を受けてこれらの場所より退去せざる者を排斥せんとするとき。

②前項各号の場合において、

自己又は他人の生命、身体又は貞操に対する現在の危険あるにあらずといえども、

行為者恐怖、驚愕、興奮又は狼狽に因り

現場において犯人を殺傷するに至りたるときはこれを罰せず。」

・「やむを得ない行為」が入っていない。

**ｄ.緊急避難が成立する場合は犯罪とならない**

・緊急避難(刑法37条)

「1.自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、

やむを得ずにした行為は、

これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、

罰しない。

ただし、その程度を超えた行為は、

情状により、その刑を減軽し、又は免除することができる。

2.前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。」

・相手は悪くないけど仕方がない

「不正の侵害」と「現在の危難」→「相手が悪い場合」と「相手が悪くない場合」

・「やむを得ずした行為」のレベルが高くなる

・「生じた害が避けた害より大きくないこと」が必要

・「業務上の義務がある者」には緊急避難が成立しない・

・民法の正当防衛と緊急避難(民法720条)

「①他人の不法行為に対し自己又は第三者の権利を防衛するため、

已むことを得ずして加害行為を為したる者は損害賠償の責に任ぜず。

但し、被害者より不法行為を為したる者に対する損害賠償の請求を妨げず。

②前項の規定は

他人の物より生じたる急迫の危難を避くるため其物を毀損したる場合に之を準用す。」

**ｅ.「自救行為」である場合は犯罪とならない**

・警察に頼んでいては間に合わない。それなら自分でやってもかまわない。

・法律に条文はないが判例・学説で認められている。

①その行為によって侵害された権利が回復できる場合であること。

②その行為が侵害を回復するものとして社会通念上適当なものであること。

③その行為によらなければ回復することができなかったこと。

④回復したものが与えた害より大きいこと

**ｆ.正当行為・正当防衛・緊急避難・自救行為と誤信していた場合は犯罪とならない**

・誤想防衛

・誤想緊急避難

・誤想自救行為

・誤想正当行為

・万引犯人を誤認逮捕した場合

ｇ.もう一度

「犯罪とは構成要件に該当する違法，有責な行為である」について考える。

**【.現行犯逮捕をするには、現行犯逮捕をしたあとは】**

**ａ.法律で認められている行為だから犯罪にならない(正当行為)**

・(刑訴法212条1項)

「現に罪を行い、又は現に罪を行い終った者を現行犯人とする。」

・(刑訴法213条)

「現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。」

**ｂ.要件**

・令状逮捕の例外だから厳しくなる。

・「現に」「罪」を「行い」、「行い終わった者」

①犯罪に該ることがはっきりしていること。

・はっきりの程度＝それが犯罪の大まかな形に当てはまればよい。

しかし犯罪が不成立になることがはっきりと分かる場合はダメ。

・小学生の万引を捕まえた

・若年性認知症の中年女性万引きを捕まえた

②)「その者が犯人だ」とはっきり分かっていることが必要

・１時間・300ｍを越えると捕まえられない。

③自分が見ていなくてもよい

④要件を満たさないと自分が逮捕・監禁罪となる。

・場合によっては誤想正当行為として犯罪が成立しない。

しかし、スキャンダルになり顧客に迷惑がかかる。

**ｃ.何ができるか**

①逮捕することができる

・逮捕とは「身体を直接に拘束すること、その後、拘束を短時間継続すること」

・実力行使の程度

・一般人は警察官より強い力を使ってもかまわない(判例)が…。

・軽い犯罪を行った者は現行犯逮捕できない

軽微事件と現行犯逮捕(刑訴法217条)

「30万円以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪の現行犯については、

犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合

又は犯人が逃亡するおそれがある場合に限り、213条～216条の規定を適用する。」

・刑法では、過失傷害罪(刑法209条)、侮辱罪(刑法231条)。

・軽犯罪法違反。

「刃物や鉄棒を隠し持っていた者。

働けるのに働かない浮浪者。

公共の場で悪態をつき迷惑をかけた者。

公衆の面前で汚い尻や腿を出した者。

公衆の集まる場所でたんやつばを吐いた者・大小便をした者。

乞食をした者。

便所や風呂場を覗いた者等。」

②逮捕の必要性は要件か？

・学説は分かれているので、「逮捕の必要性があった」とする。

③捕まえたあとは警察官に引き渡すことしかできない。

・私人による現行犯逮捕(刑訴法214条)

「検察官、検察事務官及び司法警察職員以外の者は、現行犯人を逮捕したときは、

直ちにこれを…検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならない。」

・直ちに＝最大30分

・あとは何も強制できない。

お願いして犯人が任意でしてくれたのなら問題ない。

・現行犯逮捕した犯人を警察に引き渡さないで帰らせてもよいか？

④私人に現行犯逮捕された犯人はどうなるのか？

・警察官が判断する。

・私人の現行犯逮捕を引き継ぐ場合、任意で取り調べる場合、

事件としないで釈放する場合、